

令和 8 年度駐日大使視察団受入業務委託 仕様書

1 業務名称

令和 8 年度駐日大使視察団受入業務委託

2 目的

本業務は、諸外国の大使に対し、岩手県の歴史、文化、産業等の実情を直接見聞する機会を提供するとともに、県内関係者との意見交換及び交流を通じて本県に対する理解を深めていただくことにより、本県と諸外国との相互理解の促進及び更なる交流の発展を図ることを目的とする。

3 実施期間及び人数

(1) 実施期間 令和 8 年 11 月 18 日（水）～11 月 19 日（木）

(2) 人 数

ア 駐日大使視察団（バス移動）

各国大使等 25 名、外務省職員 4 名、県随行 5 名 計 34 人

イ 県主催歓迎夕食会

各国大使等 25 名、外務省職員 4 名、県関係出席者 13 名 計 42 人

※ 視察団の人数や視察先・関係団体出席者の人数は、今後の調整で確定するもの。

4 業務内容（経費項目は別紙のとおり）

(1) 駐日大使視察団の移動借り上げバス（大型バス）の手配に関すること（運転手含む。）

月日（予定）	運行地域	乗車人数
11 月 18 日（水）	9：45 一ノ関駅東口に配車	34 人
	11：45～14：30 陸前高田市内	
	16：15～17：00 盛岡市内	
	17：15 盛岡市内宿泊施設 着	
11 月 19 日（木）	8：00 盛岡市内宿泊施設 配車	34 人
	8：45～ 9：45 雫石町内	
	10：20～11：00 盛岡市内	
	12：15～16：00 平泉町内	
	16：20 一ノ関駅東口 着	

(2) 視察先施設での体験に要する経費の支払に関すること。

月日（予定）	内容（予定）	人数
11 月 19 日（木）	漆絵付け体験費用・完成品の送料	27 人

(3) 県主催歓迎夕食会の開催に関すること

ア 日 時 11 月 18 日（水）午後 6 時 30 分から午後 8 時まで

イ 場 所 ホテルメトロポリタン盛岡 NEW WING 3 階「星雲」（県が予約済）
（岩手県盛岡市盛岡駅前北通 2 番 27 号）

ウ 人 数 42 名

エ 手配事項

- ・ 夕食（飲料含む）の手配
- ・ 宴会場における装飾及び歓迎看板の設置（看板表示は別途指示）
- ・ 各テーブルに配置する通訳（日本語⇄英語）4 名の手配
- ・ 盛岡さんさ踊り演舞団体（5 名以上の出演）との出演調整及び手配
- ・ 日本酒試飲ブースの手配（県内事業者 5 社程度）
- ・ その他夕食会の開催に必要なこと

(4) 記念品の手配に関すること

各国大使への記念品の手配・購入

※ 品目については、県と協議して決定すること。

(5) 諸雑費の支出等に関すること

- ア 高速道路利用料金
- イ 水の手配（ペットボトル 500ml） ※各日 1 本／人
- ウ 献花用の花の手配（参加者全員分）
- エ その他消耗品

(6) 共通事項

- ア バスによる移動行程、夕食会の食事内容等については、県と協議の上決定するものとする。
- イ 実施期間中の朝食及び昼食、並びに宿泊の手配は不要とする。（県が調整、参加者負担）

(7) 報告書の作成

視察業務の内容を取りまとめた報告書（A 4 判）を県と協議の上作成し、電子媒体光ディスク（CD-R 等）に格納の上、令和 9 年 1 月 29 日（金）までに県に提出すること。
また書面でも 2 部提出すること。

(8) 納品成果物等

報告書 紙媒体 2 部、CD-R 等 2 枚

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対してあらかじめ文書で協議しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。